



6 2 メキシコ料理を作って食べて 国際交流

高萩市国際交流協会主催の「世界のグルメ講座」が中央公民館で開催されました。この日講師を務めたのは、アメリカ出身で県立高校にALTとして勤めているマリッサさん。自国でよく食べるタコスやシナモンシュガークッキーなどの作り方を教えてくださいました。普段使うことのないシナモンやクミンなどの香辛料の使い方に、受講したみなさんも興味津々。出来あがった料理をみんなで食べて、美味しい食の国際交流を図りました。



6 3 水耕栽培農業施設が完成

レタスの水耕栽培施設が秋山地区に完成し、創業記念式典と施設内覧会が行われました。

建設された農業用のハウス内には、鮮やかな緑色をしたレタスのトレーがたくさん並んでいました。農林水産省の「強い農業づくり交付金」の助成を受けたこの施設を運営する愛テックファーム代表取締役社長の中野さんは「水耕栽培農業を通じて高萩市や茨城県の経済発展に貢献できる会社になりたい」と話されました。



国民健康保険・後期高齢者医療制度からのお知らせ

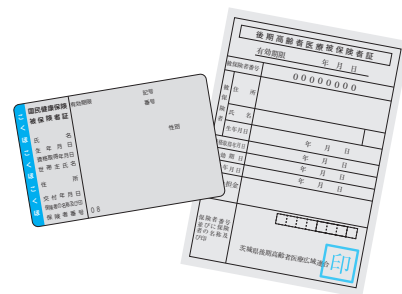
○保険証の更新は8月です

8月からお使いいただく保険証は、7月中旬以降に簡易書留でご自宅に郵送します。なお、配達期間中に受け取れなかった場合は『不在連絡票』の内容をご確認のうえ郵便局へお問い合わせください。

新しい保険証が届きましたら、現在お使いの保険証は、8月以降にご自身で裁断し破棄してください。

※平成30年度からの国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化に伴い、「国民健康保険被保険者証」（70歳以上75歳未満の人は「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」）は8月更新となりました。

●問合せ 保険医療課 ☎ 23-2117



○医療費の自己負担割合

国民健康保険	
対象となる人	自己負担割合
小学生未満の人	2割
小学生以上 70歳未満の人	3割
70歳以上 75歳未満の人	2割（一般）
	3割 （現役並み所得者※）
後期高齢者医療制度	
75歳以上 （65～74歳で一定の障害をお持ちで制度に加入している人を含む）	1割（一般）
	3割 （現役並み所得者※）

※現役並み所得者の判定について

国保の場合

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の国民健康保険被保険者がいる場合。ただし、次のいずれかの条件を満たす場合は申請により負担割合が3割から2割になります。

- ・被保険者が世帯に1人の場合、総収入額が383万円未満
- ・被保険者が世帯に2人以上の場合、総収入の合計額が520万円未満

後期高齢の場合

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる場合。ただし、次のいずれかの条件を満たす場合は申請により負担割合が3割から1割になります。

- ・被保険者が世帯に1人の場合、総収入の額が383万円未満
- ・被保険者が世帯に2人以上の場合、総収入の合計額が520万円未満

自己負担割合は、前年度の所得が確定した後に、毎年8月1日に見直します。

○限度額適用認定証について

入院等で医療費（保険適用外は除く）が高額になりそうなときは、事前に「限度額適用認定証（住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証）」を申請して交付を受けてください。保険証と一緒に医療機関に提示することで窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

ただし、70歳以上の人は所得区分によって、認定証の発行が必要ない場合がありますので、申請に関してご不明の際はお問い合わせください。

なお、「限度額適用認定証」を利用しなかった場合、自己負担限度額を超えた額は後日、高額療養費として支給されます（申請手続きが必要です ※一部の人を除く）。

◆申請手続きに必要なもの（保険証・印鑑）◆

○後期高齢者医療保険料均等割の軽減特例の見直しについて

年金収入80万円以下などの要件を満たす人の保険料均等割に対する軽減特例措置が10月以降廃止されます。これにより、軽減特例措置の対象となっている人の保険料が10月から変わります。

